

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン中間加減弁(#5)油筒点検時、継ぎ手(ユニオン)にかじりが認められたため、当該継ぎ手を交換。	G	
2	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)吐出弁点検時、弁棒径変化部に線状指示模様が認められたため、原因を調査及び当該弁棒を交換。	G	
3	1号機	タービン建屋1階復水器室内において、コンセント4箇所不良(電圧が低い)が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
4	1号機	循環水配管の架台塗装作業において、同架台に腐食による穴が認められたため、当該腐食部を補修。	G	
5	1号機	残留熱除去系(C)試験調節弁点検時、弁体への弁棒ねじ込み部にガタが認められたため、当該弁棒・弁体を交換。	G	
6	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化設備の運転時、固化材供給流量計の動作不良が認められ、固化材の硬化(しばらく運転していない)が考えられるため、当該固化材を除去・清掃後、再運転実施。	G	
7	3.4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系サンプル槽出口側流量計において、指示値不良(均圧にしても指示値変化なし)が認められ、検出配管の詰まりが考えられるため、当該計器の検出配管を点検清掃。	G	
8	補助ボイラー	ボイラー点検用クレーン点検時、フックの口開き間寸法に許容値外れが認められたため、当該フックを交換。	G	